

第2回伊予市自殺対策計画策定審議会 会議録

日時：平成30年10月25日（木）14：00～15：40

場所：伊予市総合保健福祉センター 会議室

【次第】

1. 開会
2. 会長あいさつ
3. 協議事項
 - (1) 伊予市自殺対策計画（連絡会案）について
 - (2) 今後のスケジュールについて
4. その他
5. 閉会

【出席者】

審議会委員：中本英樹、中平洋子、小西省三、田中浩、川口和男、吉田久、東山久子、三木優子、佃和泰、篠崎邦裕

事務局：市民福祉部長、健康増進課（大西昌治、篠原知美、武智ゆかり、谷本恵子、平井隆雄、八木夏希）、中予保健所（滝澤加代子）

【内容】

事務局 失礼いたします。定刻前ではございますけれども、委員さん全員揃われましたので、ただいまから、第2回伊予市自殺対策計画策定審議会を開催いたします。

皆様には、御多忙の中御出席をいただきましてありがとうございます。

本日、進行役を務めます、健康増進課の平井でございます。よろしく願いいたします。これより着座にて進行をさせていただきます。

本審議会は、伊予市審議会等の委員の公募並びに会議及び会議録の公開に関する規則第14条の規定に基づきまして、会議の傍聴を認めております。事前に伊予市ホームページでお知らせいたしましたが、傍聴希望はありませんでしたので、御報告をいたします。

また、同規則に基づく会議録を作成するため、会議中の発言を録音させていただきますので、マイクでの御発言に御協力いただきますようお願いいたします。

本日の配布資料につきまして確認をさせていただきます。

まず、会次第、委員名簿、それから右上に資料2と書いております庁内聞

き取り作業の状況、それからスケジュール、それと議事録、庁内連絡で意見を御頂戴したんですけれども、その委員さんの御意見のほうを付けております。あと資料1、これは計画案、連絡会の議事録を事前に送付させていただきましたけれども、本日御持参いただいておりますでしょうか。

以上でございますが、不足のものはございませんでしょうか。

ないようでしたら、それでは、開会に当たりまして、中本会長様より、一言御挨拶をいただきたいと思っております。

議長 みなさんこんにちは。今、御紹介いただきました、愛媛産業保健総合支援センターの中本でございます。本日はお忙しい中お集まりいただきまして大変ありがとうございます。本日は第2回目の伊予市自殺対策計画策定審議会ということでございます。前回は事務局のほうから御説明がありまして、お手元の方にありますように、資料2の伊予市自殺対策計画ということで、庁内連絡案というものを作成されたようでございます。また、お手元のほうに資料ありますけれども、この計画案は庁内の部局で聞き取り等をされておるような状況になってございます。

本日はまた後ほど、この伊予市自殺対策計画の案につきまして、各委員さんから事前に御意見なども賜っておるところでございます。中をちょっと見せていただきますと、私どものほうの、事業を推進している職域に対するアプローチ、このあたりもどういう取組みをされるのかというような御意見いただいていると思っておりますので、活発な御意見をいただいて無事終了したいと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。それでは、次第3の協議事項に入りたいと思っております。

これからの議事進行につきましては、審議会条例第6条の規定に基づき、会長が会議の議長となることとなっておりますので、中本会長に議長をお願いいたします。

中本会長さん、よろしく願いいたします。

議長 はい、それでは、お手元の会次第に沿って議事を進行させていただきます。

協議事項1ということで、伊予市自殺対策計画庁内連絡案について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 失礼します。健康増進課の篠原です。座って説明させていただきます。

今回、委員の皆様にも事前にお送りさせていただきました計画案につきましては、8月2日の第1回の審議会と、9月27日の第2回庁内連絡会の御意見をもとに、計画案を修正しまして、庁内連絡会案といたしました。

それでは、まず、9月27日庁内連絡会の御報告をさせていただきます。

事前に郵送させていただきました資料1の計画案と議事録抜粋を御参照いただいたらと思います。

連絡会では、まず、第1回の審議会での御意見について報告させていただきました。計画の2ページを御覧ください。

我が国における自殺者数の推移について、最初2016のデータを掲載しておりましたが、2017年のデータが出ているとの御意見をいただきましたので、最新のものに差替えております。

次に、4ページを御覧ください。

計画の目標数値についてですが、人口規模も小さいので、国と同じように自殺率で見えていくと変動も大きく、設定に無理があるのではないかという御意見をいただきました。これにつきましては、課内で検討しましたが、国の大綱の目標に合わせ、同じ考え方で算出し、修正せずに掲げさせていただいております。今後、近隣市町の状況もあわせ、中予保健所の御助言をいただき検討してまいりたいと思います。

続きまして、11ページを御覧ください。

表3の伊予市の自殺の特徴について、自殺者数の割合と自殺死亡率が併記していたため、わかりにくいという御意見をいただきました。これにつきましては、死亡率を削除し、自殺者数割合での表として修正いたしました。

続いて、37ページを御覧ください。

2つの重点施策について、なぜ、高齢者と生活困窮者の2つなのかわかりにくいという御意見をいただきました。これにつきましては、重点施策の設定の考え方を文章に追加し、修正いたしました。

続きまして、庁内の聞き取り作業の状況について報告いたします。本日お配りしてます、資料2の庁内聞き取り作業の状況、こちらのほうを御覧ください。庁内の自殺対策関連事業について、事務局案をもとに、その内容や実現可能性について25の課や事務局に聞き取り調査に出向き、確認をいたしました。聞き取り作業において各課からいただいた意見については、第3章計画の基本理念と認識についての各施策に反映し、記載しております。

また、聞き取り作業以外にも、必要に応じて連絡をとりあいながら修正等を重ね、各課が了承した取組みや指標について計画の第3章に記載し、計画案の修正を行いました。修正内容につきましては、後ほど説明いたします。その修正案をもとに9月27日の庁内連絡会で協議をいたしました。当日の御意見については、議事録の裏面に記載しております。連絡会終了後、御意見をもとに修正したものを庁内連絡会案として、今回皆様に郵送させていただいております。

庁内連絡会の報告は以上でございます。

それでは、引き続き、計画案について説明いたします。

資料1の計画案を2枚めくっていただき、目次を御覧ください。

本計画は、国の策定ガイドラインに基づき、5つの章で構成しております。第1章で計画策定の趣旨等を、第2章で伊予市における自殺の現状を、第3章で計画の基本理念と認識及び施策を、第4章で自殺対策推進体制を、第5章で資料編を掲載しております。第3章以外につきましては、前回説明いたしましたので今回は割愛させていただきます。

それでは、第3章について説明いたします。

16ページをお開きください。

この章では、基本理念である誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向け、基本認識をもとに施策の体系として、5つの基本施策、2つの重点施策、生きる支援関連施策を挙げております。これら施策に今回庁内の既存事業を位置付け、またその取組みにおける指標を定めています。指標につきましては、各課と話し合い、現状を基本とし、国のモデル市町の指標も参考にしながら、可能などころについては数値で表せるよう設定いたしました。

18ページ、19ページをお開きください。

基本認識のところですが、市としての取組みや考え方を追加し、修正しております。

次に、22ページ、23ページを御覧ください。

自殺対策を支える人材の育成のところ、ゲートキーパー養成講座の対象を、関係機関や団体等を含めて幅広くとっておりましたが、効果的・効率的に着実に進めていくために、まずは市職員、民生児童委員、高齢者見守り員に絞って、優先的に受講を推奨していくよう修正しております。

また、地域全体での取組み認識を高めるために、ゲートキーパー養成講座とは別に、市民や関係機関、団体を対象にした自殺対策に関する研修会を新しい取組みとして計画に盛り込んで記載いたしました。

続きまして、33ページを御覧ください。

取組みのところ、今回、自殺未遂者への支援と自死遺族等への支援を追加しております。これらの取組みについては、広域での実施が効果的、効率的と考えられる事業でありますので、中予管内で広域的な取組みとして、計画に記載しました。

続いて40ページを御覧ください。

取組みのところ、包括的な相談支援体制の充実、そして41ページの取組みにある無料相談等と各種納付相談を追加しております。これらは、複数の課において、普段の業務の延長線でできる取組みです。例えば、市民の死ん

でしまいたいという言葉聞いた職員が、どう受け止めて対応するか。いつものことと聞き流すことなく、このような普段の相談業務を、生きる支援であるという視点を持ち、関係課につなぐ、情報を共有していく、という各課相互のつながりを意識して対応していくことがリスクの察知と早期の支援へとつながっていきます。このことを共通認識として持ち、意識して対応してもらえるように、計画に追加して記載しました。

次に44ページと45ページをお開きください。

計画の推進に当たっては、庁内だけでなく、地域ネットワークの参加を得ることが重要であることから、今後の計画の推進体制を視野に入れ、各関係機関の団体の取組みを掲載させていただいております。委員の皆様が所属されている関係機関については、この内容で記載してもよろしいでしょうか。また、他の関係機関や団体についても承認いただけるよう、現在確認を行っている途中でございます。第3回の審議会までには確認を終了したいと思っております。

以上が、各課との聞き取り調査を踏まえ修正した主な点になります。

また、コラムと59ページの相談窓口一覧を追加しております。コラムにつきましては、まだ検討段階での掲載でしたので、再度内容を吟味し修正したいと考えております。

続きまして、本日お配りした資料4の庁内連絡会案についての御意見を御覧ください。

事前に委員の皆様からの提案書により意見をいただきましたので報告いたします。

3名の委員さんからの御意見をまとめて記載しております。また、事務局の回答を青字のほうで記載しております。

それではまず、吉田委員さんからいただいた御意見について御紹介します。

計画の26ページの表の9の1のところですが、チラシの配布等を行う関係機関・団体で長寿介護課に老人クラブ連合会は該当しないのか、ということと、また同じく、関係機関に人権教育協議会は該当しないのか、という御意見をいただきました。この表の9-1と隣のページ、27ページに表の9-2がございますが、チラシの配布等を行う関係機関・団体と関連行事の位置付けがそれぞれ曖昧となっており、わかりにくくなっていましたので、表9-2の関係行事につきましては、一般市民を含めて、広く参加のあるイベントや講演会等ということで位置付けしまして、再度整理をかけ、第3回の庁内連絡会で見直し、修正していきたいと思っております。

続きまして、44ページのところの表19、生きる支援関連施策一覧で、

チラシ配布等の内容の文面に、「総合窓口一覧のチラシの配布をします。」というところを、相談窓口一覧のあとにページ数を追加することで相談先が見えてくるのではないかという御意見をいただきましたので、御意見のとおり、相談窓口一覧、59ページ、ということで、ページ数を追加したいと思っております。

続きまして、42ページ、コラム5の原案の並びでは、ストレスサインとうつ病の関係が見えず、タイトルとコラムの内容が合致できていない。例えば、並びを入れ替えて、「うつ病とは」のあとに、ストレスサインの内容にするか、または、コラムのタイトルを「ストレスサインに気づこう」にして、そのあとの対策を記載してはどうか、という御意見をいただきました。コラムにつきましては、このところだけではなく全体的にまだ検討段階での掲載でしたので、御意見を参考にコラムの位置や内容について、今後修正をしてみたいと思っております。

続きまして、裏面になろうかと思うんですが、失業からの経済的要因やパワハラから悩みが発生することも鑑みると企業への後押しも必要ではないか、という御意見をいただきました。これについては、本市では、労働者数50人未満の小規模事業所が多くありますが、そのような小規模事業所ではメンタル対策に遅れがあることが指摘されております。伊予市自殺対策の推進の上でも、中小企業やメンタル対策を支援している愛媛産業保健総合支援センターや商工会などの関係機関との連携による小規模作業所への働きかけの必要性があると考えております。審議会において、さまざまな分野の方に入らせていただいておりますので、勤務問題や労働問題への支援については御意見いただけたらと思います。

また、今後、計画を推進する中で自殺リスクが高まりにくい労働環境の整備に向け、関係機関、団体と協議し、連携した取組みについて模索して参りたいと思っております。

続きまして、学校教育での不登校児童への対応のうち、夏休み明けの悩みの解決方法は施策に加味する必要はないか、という御意見をいただきました。これにつきまして、学校教育課に照会し検討した結果、35ページを開いていただいたらと思うんですが、表13のSOSの出し方教育の実施のところに文章を追加したいと思っております。その内容ですが、学校の長期休業明けに、児童生徒の自殺が急増する傾向があることを踏まえ、保護者、関係機関等と連携しながら、相談窓口の周知を図り、早期発見・見守り等に取り組みます、という文章を加えたいと思っております。

続いて、心の健康相談は当該者が相談するのですが、一般市民が自己チェックできる施策はないか、という御意見をいただきました。これについて

は、計画の32ページを御覧ください。

一般市民が自己チェックできる取組みとして、こころの体温計の普及啓発を行っております。なお、わかりやすくするために、34ページのコラムにも掲載しておりますので、どこかにはこれを入れたいなと思っております。以上が吉田委員さんからの御意見でした。

続きまして、中予保健所からの御意見についてです。

4ページになります。

4ページの目標数値で、2023年の自殺死亡率を、2017年と比べて約16.4%の減となる17.7以下にする、という表記がわかりにくいという御意見をいただきました。これにつきまして、国の方針を踏まえ、2028年の自殺死亡率を2017年と比べ、30%減となる14.8以下にする、と掲載したいと考えております。

6ページを御覧ください。

自殺者数の推移の(1)自殺者、自殺者数で、愛媛県のところなんですけれども、毎年減少しています、っていうふうに掲載しておりますが、2017年の方も増加しているということから、断言できないのではないかという御意見をいただきまして、そこを改めまして、2011年、2017年に増加しているものの他の年については減少しています、というふうに修正をしたいと思っております。

続いて7ページを御覧ください。

7ページの(2)の自殺死亡率で、概ね毎年減少していますというのは、愛媛県については2017年に増加しており、この書き方でいいかという御意見をいただきましたので、概ね毎年減少しています、を改め、減少傾向にあります、に修正したいと思っております。

続いて、12ページになります。

自殺未遂歴の有無について、本市は、ありの割合が30パーセントで愛媛県や全国と比べて高い傾向にあります、とあるので、年齢階級別のデータがあれば、どこをターゲットに施策に反映させればいいのか具体的に考えるのではないかと、保健所の企画課に申請を出せば、死亡個票の閲覧は可能である。ただし、申請を出してから閲覧まで2週間から1か月程度かかるという御意見をいただきました。これにつきましては、33ページを御覧ください。

未遂者支援については、国の手引きにも示されておりますが、県など広域的な取組みとの連携した対策を推進していきたいと考えております。今後、より具体的な対応等については、次のプロセスで、分析等を含めて、保健所単位での自殺対策のネットワークの中で、御意見を参考に考えていけたらと

思っております。

33ページになるんですが、自死遺族等への支援について、NPO法人松山自殺防止センターも今後連携先として加えることができるのではないかと
いう御意見をいただきましたので、関係機関のところに、NPO法人松山自殺防止センター等、と加えたいと思っております。保健所さんについては以上でございます。

続きまして、中平委員からの御意見になります。

12から14ページについてなんですが、伊予市における自殺の現状のところに、伊予市の現状ではない、7自殺の原因（危機経路）、8自殺の危機経路の事例、が並列で入っている。章立てやタイトルとの一貫性を考えると、コラムか資料のような形にしたほうがよいのではないかと
いう御意見をいただきました。これにつきましては、御意見のとおり、参考、として掲載したいと思っております。

あと、全ページにわたって見出しや番号の示し方を統一して揃え、また、文章の書き方について、文章の区切りを工夫し、見やすくしてはどうかという御意見をいただきましたので、これについても御意見を踏まえ、見やすく修正してまいりたいと思います。

以上で計画案についての説明を終わります。

議長 ありがとうございます。ただいまの説明について、御意見、御質問等がありましたらお願いいたします。

委員 意見の中で出させてもらいました、吉田です。私らもなかなかこういう審議について深く読めないところがございます、ここに書かれていた表現等で、このような御意見を出させてもらいました。私、老人クラブというところに所属してますから、どうしても自分たちを中心に考えることがございまして、こういう団体の働きになりますけど、この深読みはなかなかできないんで、申し訳ありませんでしたが、いろいろ出させてもらいまして、今後皆さん方がわかりやすいようにしていただけたらと思います。どうもありがとうございました。

議長 ありがとうございます。チラシとか、内容とかなんかはやっぱりこう、見てもらってなんぼというところがありますので、貴重な御意見いただいたと思っております。そのほかございませんでしょうか。

委員 失礼します。中予保健所です。意見をいくつか出させていただいて、御訂正をいただきありがとうございます。

4ページの目標数値のところなのですが、この自殺の死亡率のところなんですけど、この計画が5年間の計画ということで、このような数値目標を出していただいているんだと思うのですが、長い目で見ると国の要請に従って

10年間で30%減らすと、でまた5年間の段階ではここまでしか減らない
っていうことでこの数字を出していただいているのだと思っています。で、
今回この数字が中途半端な時期でわかりにくいのではないかとということで御
意見出ささせていただいたのですが、この10年間で30%減らすというこ
とで、14.8以下にするということを入れた上で、5年間の計画ではありま
すので、5年後の目標というのも併せて中間地点の5年後ではこうなります
というのも書いていただいていた方がよりわかりやすいかなというふうに考え
ておりますので、また御検討いただければと思います。

それともう一点なのですが、44ページの関係機関団体というところなの
ですが、中予保健所も入れていただいております。で、中予保
健所より高度な位置に立っている心と体の健康センター、精神保健福祉セン
ターですけど、こちらもまあ色んな研修をしたりとか、もう自殺対策にどっ
ぷり取り組んでおられるところですので、できたら中予保健所と並べて心と
体のセンターの名前も入れておいていただいたら、相談先には入っていたか
と思うんですけど、御検討いただければと思います、よろしく願いいたし
ます。

議 長
事務局

ありがとうございました。

はい、ただいまの御意見なんですけど、まず4ページのほうなんですけど、目
標値のほう、一応今所長さんがおっしゃられたとおり、10年計画というこ
とで、国の数値と同様にまずあげまして、この計画は5年間で2023年ま
での計画になっております。そのときにはやはり、一遍計画終了というこ
とで、評価のほうをしないといけないということで、今いった内容をです
ね中間評価という形になろうかと思うんですけど、そこら辺を評価できるよ
うな計画にしないといけないということで、追加表記のほうをまた検討さ
していただきます。

それと、44ページ、心と体の健康センターさんについては、所長さんが
おっしゃられたとおり、追加させていただきたいと考えております。

以上でございます。

議 長

ありがとうございました。委員さんの御意見の中に、職場のほう、企業へ
の後押しとかですね、労働環境の整備等についてもちょっと御意見が出て
いたというふうに聞いておるんですけども、伊予商工会議所さんのほうで何か
御意見とかございませんでしょうか。先ほど、中小企業が多いということ
を言われてまして、中でもこの11ページとかに、職場の人間関係とか配置
転換とか、退職とか、また13ページ等の正規とか非正規、それから就職の
失敗とかですね、職場の人間関係の悩みとか、配置転換、それから失業、
配置転換、仕事の悩み、職場の人間関係等々でございます。厚生労働省の
労働局と

か何かに労働相談コーナーというのがあるんですけども、労働相談コーナーが一番問合せが多いのが、昔は様変わりしまして、今ははじめ、嫌がらせが最も多いということになっておりますので、1日の、まあ8時間ということで、3分の1を職場で過ごすということで、先ほど事務局のほうからもありましたけども、50人以上の事業場に対するアプローチというのは、当然愛媛産業保健総合支援センターのほうで、メンタルヘルス対策ということで、取組みをしているところでございますが、商工会議所さんのほうでも何か御意見などございましたら、ちょっとお伺いしたいと思うんですけども。

委員 伊予市は確かに中小企業が多いということでそれは間違いないでしょうけれども、傾向としてはまあ全国的な傾向で、特徴的なことは特になんじやないかと、つまり、全国的な傾向なんかの中小企業であると。その中で今現在、例の働き方改革ですね、あれを労働局中心になって来年の4月以降、いろいろ制度が変わりますんで、主に、現在はそこを中心に自殺とは直接的な関係はないんですけども、それを今商工業関係については推進しているような状況です。

議長 ありがとうございます。あの御存知のように、第196回通常国会において、働き方改革関連法案が一括で改正になってございます。皆さん既にご存じのように、今委員さんのほうからお話あったんですけども、平成31年の4月1日から、長時間労働の上限枠の規制とか、また年次有給休暇の5日間の強制的な付与ですよね、まあ季節を定めてとかいうようなもろもろの働き方改革関連法案で出ておまして、これで長時間労働を減らしていくというのは先ほどの事務局の資料の中にもありますように、いわゆるその長時間で過重な労働と、厚生労働省が一般的に考えてますのは、この中にもありますけども、睡眠と栄養というのがあって、睡眠の切り口から言いますと、労働者の方が一般的に生活する通勤とかを含めて、14時間いるという考え方になってございます。14時間引きますと、残り10時間ということで、その10時間ですね、残業と睡眠で相殺すると、睡眠が5時間ということであれば、残業5時間しているじゃないかというような形になってきて、20日かけると100時間ということで、この100時間がボーダーラインということになってきて、その100時間の攻防で80時間に下げていく、というようなことの働き方改革等の関連している100時間未満とか、80時間とか、そこら辺で規制なんかやっていくということになってございます。まあ私のほうから言いますと、これも伊予市さんのチラシなんですけれども、相談窓口、先ほど委員さんのほうからのお話にもありましたけども、どこに電話かけたらいいかというのがなかなかわかっていない場合がありますので、こちらが伊予市さんのチラシなんですけども、労働の現場であれば、労

働基準監督署とか労働局というところに法令違反に関係しない労働条件とか、いじめ、嫌がらせ、それからセクハラ・パワハラ等々、職場の問題等につきましては、労働相談コーナーというのがございますので、そちらのほうに電話していただけるというようなこともですね、御検討いただくとありがたいのかな、いうふうに思います。

以上です。

そのほか御意見ございませんですか。協議、事項1について何かございましたらよろしくをお願いします。

委員　　そしたら一点だけ。

議長　　はい、どうぞ。

委員　　すいません、33ページと35ページにあるいじめ対策のところ、高校生、括弧市外通学生を除く、いうという表現があるんですけど、これ教員の側からみると、非常に違和感を感じる表現。何で市内と市外を分けんといけないのか、この表現は要らないのではないかと思います。

議長　　ありがとうございます。こちらのほうも私いろんなところへ参加させてもらっているんですけども、愛媛県全体で言いますと、私立高校と公立高校ではやっぱり連絡先が違うとかですね、いうようなことも、御意見の中で出てきていて、どこに言ったらいいかみたいな話で、ちょっとたらい回しになっちゃうみたいなのところがありますので、基本的な考え方はマッチングするというか、電話かけられた方がまあスムーズにその方のところで、どこでもやってますでしょうけど、ワンストップサービスということで、適正な言葉が必要になるかと思っておりますので、貴重な御意見だと思えます。

どうぞ。

事務局　　ただいまの市外通学生を除くというところの表記なんですけど、これ他市のモデル計画のほうをですね、抜粋してその中で練り上げていった内容となっております。今改めてこの表記は必要ないと事務局でも考えておりますので、削除のほう致したいと思えます。

以上でございます。

議長　　貴重な意見ありがとうございます。広域に動いていると思えますのでよろしくをお願いします。そのほかございませんでしょうか。

はい、先生どうぞ。

委員　　今さらこんなこと言うては何なんですけど、37ページなんですけど、2つの施策ですかね、重点施策、さっきの、どう見ても見えない、出てこないんですよ。で、それについて、ものすごい国からの地域自殺実態プロファイルというのは、この表3なんですけど、それが国から降りてくるということでしょうか。

事務局
委員

あ、11ページの表3ですかね。

いや、まずはですね、その重点施策がどうして出てきたかというのが見えてこない。高齢者と生活苦ですかね、経済的な。前回、三木先生もおっしゃっていましたが、その経済のところ表13で上位3位が60歳以上というのは見えて、高齢者というのは、かなと思うんですが。経済が出てくるのはこの表3の右ですね、あの60歳以上の男性での背景にある自殺経路のところでは生活苦と。しかし、これは伊予市の実態ではなくて、ライフリンクのこの図のこの年代でこの有職で独居ならこれだという、それを機械的に持ってきているだけなんですよ。だからまず、この表3に確かに中平先生がおっしゃったように表3にこの右端を入れるのがおかしいんじゃないかと思えますけれども。ちょっとまとまりませんが、特に生活が見えない、生活苦が見えない、どこから出てきたんだろうという。前回の続きになってしまいますけれども。

議長

表3のプロファイルっていうのは、伊予市の独自の、伊予市のパターンですよ。それは間違いないですよ。

事務局

それは間違いないです。

議長

愛媛県とか全国とかいうわけじゃなくて、伊予市の分を落としこんどるのが表3なんですよ。

事務局

プロファイリングにつきましては、県、それと愛媛県でしたら中予管内、それと伊予市と、伊予市だけではなく各市町、それぞれで国のほうがその数字の統計的なものと背景をもとに、地域性というのを割り出してつくります。したがって、県のことが即伊予市というわけでもないですし、似通ってはいるんですけど、若干違っているって、項目が3つあったりあるところが変わったりしております。

で、背景が見えないという御指摘なんですけど、この計画を策定するに当たってやはり計画ですので、重点施策をやはり計画には盛り込んでいくであろうと、そういうところで伊予市としてもどういったところを重点施策として挙げていいのか、その道しるべとなるのが国からのプロファイリングでございます。で、国のほうからもこれを即すべてを反映しなさいという御指摘ではございません。推奨しますという形でこのプロファイリングのほうをいただいております。で、伊予市としましても、どこに重点施策を置いていいのか、まずそこはあのわかりかねると。恥ずかしいところなんですけど、そういった実態もございまして、今回の計画につきましては、国からいただきましたプロファイルの2つの重点施策をそのまま計上させていただいたという次第でございます。

で、この11ページなんですけど、表3で上位5区分あります。上位1、

2、3が60歳以上の男女、男性、女性ですね、で、プロファイリングはこの上位3つを参考につくり上げているといった内容でございます。伊予市におきましても、やはり上位3の自殺者が多いというところで、60歳以上の男性、女性、それぞれ無職、無職で同居あり、なしなんですけれども、そういった方々が自殺に陥るケースとしてやはり代表的っていうか、一番多いパターンだと思います。

で、前回委員さんのほうから伊予市の実態をもう少し調査してっていうお話もあったんですけど、今回は、まだこれから新たにそういう自殺に陥る方々をやはり救済するという意味でも、ここにあげてあるモデル的なものがどういうんですかね、大きく反映するというか、そういうケースが多いという裏付けかと思いますので、こういったケースですね、経路の中で救済をしていくというのが今回の目標としてあげたところでございます。

以上です。

議長

ありがとうございます。先生、言われているのはこの上の2行目からいうと、本市は表3の伊予市の自殺の特徴11ページの分析結果から自殺者の上位3区分という社会的な背景を重視した高齢者うんぬんとかこういくから、話がややこしくなっちゃうんで、あの感覚的にその今までの8人とか亡くなっているじゃないですか。10ページの図7とかありますよね。9ページ、10ページのところ見てもらったら、伊予市における性別、年齢階層とか何かで、ここに全体とかで伊予市の分でちょっと、この流れの中でいうと、全国とか中から比べても、男性でも、ちょっと根拠があれかもしれんけど、60歳代とか女性だったらこの青いところなんでしょうから、60歳、70歳、特に80歳まで、これ何年間の集計かいうとなりますんで、5年間ですかね、そういうのをもとになんていうんですか、高齢者が多いとか。高年齢労働者とかいったら、労働の場でいったら50歳以上が高年齢労働者になるんだけど、一般的にはあれですよ、こっちのほうでいうのは65歳以上のとか何かなんですよ。だから、そこ辺をきちっと押さえて、そういう人が多いとかですね、何かちょっとどこから生活困窮者を探さんといけんけんけれども、どっから部分の表か、図からですね、生活困窮者を導き出して文章に入れたらどうですかね？

先生どうでしょう。10年ぐらいでちょっとまとめてみるとかね、それと65歳以上が絞れる、で、高齢者という定義に合致、マッチングするんであれば。

委員
議長
事務局

となることは、全国で同じようなものになってしまうんじゃないかな。
まあそうやっていけば、伊予市の特徴的なものがまあ見受けられて。
すみません、先生、混乱してしましまして。まず、年齢層につきまして

は、9ページ、10ページですね、国と全国、県にあわせて男女60歳代、70、80になりますと、ちょっと男女で差異があるんですけど、そういった中で高齢者、それと生活困窮者につきましては、10ページの下段の図8ですね、職業別の割合のところ全国に比べて年金等で生活されている方が多いといったところで、そういったところを引用した形で、生活困窮者に結び付けて対応するといった内容に表記のほうを改めたいと思いますので、小西先生それでよろしいでしょうか。

委員
事務局
委員

表記は見えないでしょうけども。

またあの、文案のほうは考えますので。

いや、これをどうこうしろとは言わないんですけど、私自身のね、この表を見た限りの感想としてはですね、図4ですね、やはり60代が突出していると。で、50代もちょっと多いと、だいたい定年退職ぐらいの年代ですね。この年代まさに私なんですけど、まず仕事を退職すると、自分自身の健康も不安になってくる。あと、親の介護が入ってくる。で、子どものですね、引きこもりとか結婚しないとか、で大体ワルジェネレーション30歳ですから、60だから30歳ぐらいの子どもですね、ちょうどこの表5で30の30が出てますよね、ちょっと上がってますね、だからその60を中心にしたらその30代も拾えるし、介護の80代も、80代90代も拾えるんじゃないかというような。それはもう、今さら変えるわけではないんですけども、そういうふうに感じました。

あとですね、このライフリンクの13ページですね、これが入ってくるのが非常にセンスがいいと思うんですが、これが出たのがだいたい2006年です。で、自殺が急激に増えたのが1998年、その頃の自殺対策というのが、大体、あの新しい抗うつ剤が出たのが1999年でほぼ同じぐらいです。だから、うつはこころの風邪だというふうにして、お医者さんにまかせましょと、もうそれで自殺対策は終わりだと、そういう時代でした。それで全然改善されなかったと。で、それでこの図がどんっと出てですね、私もああこれはすごいと、いうことでこの方針で自殺対策を進めていって、5年後ぐらいに3万切りました。だから、非常にこれは重要な図かと思うんですね。

これの下のほうですね、大まかなものでここにこの図の説明としてはわかりやすいけれども、十把一絡げで個別的にはなっていないんじゃないかなと思うんですね。あとまたもう一つ余談としたら、この図11が自殺の危険因子ですね、それを取り上げるというのがこれで。これで大きく自殺対策が進みましたけども、5年、28ページ、生きる事の促進要因、これが出てきたのが2013年、岡檀さんという人が、本持ってきたんですが、生き心地の

良いまちということで、全国で自殺率が非常に低いまちがあると。で、全くわからずに現地に乗り込んでどういう要因があるんだろうと、それを何年かかけて調べて行って、ああ、こういうことなんだろうかというふうなので発表してですね、でこれが多分、今回この自殺対策に入ってきたと。生きることの促進要因というこの要素が入ってきたのは多分、今回この人の取り入れて、だから自殺対策も少しずつ変わってきているかなというふうに。ちょっと余談が多くなりましたけども。

議 長 28ページはいいというお褒めの言葉をいただいたということで。やっぱりあれですね、社会全体で、地域全体でこう見守っているというか、あの気づきというか、何か対応しているというか、反応しているというかいうこと何でしょうかね。その本は読んでないんですけど、ちょっとまた読みたいと思いますけども。

委 員 あ、一つこの本であるのはですね、病、市に出せ、と、病気をみんなに知らせなさいと、隠さないでオープンにきなさいという、うちの子どもが引きこもりだとか自分自身がうつとかですね、そんなんも抱え込むんじゃなくてみんなと分かち合いなさいと。

議 長 一番難しいですね。今うちのところでも、治療と仕事の両立支援とかっていうんですけど、そのがんになられた方が、働き方改革で元気になって、そのがんになったということですぐ辞められるんじゃなくて、ちょっとそのエネルギーが下がったときはちょっと復活のときにですね、コントロール、決断をきなさいよっていうやっってるんですけど、知られたくないっていうのがあるんですよ。町内の人とかね、近所、周りの人に知られたくないというか、職場の人に知られたくないとか。傷病手当金とか何かも請求できるんだけど、傷病手当金を全然使わずに、使ったらもうわかっちゃうから、使わずに退職されるとかですね、なんかいうのがあったりするので、今の非常に重要なところで、やっぱりそこがこう、寛容だとか大きく包み込むような地域であってほしいということですよ、アドバイスとしましては。

そういうのを伊予市がつくっていったらいいという。はい、ありがとうございます。

委 員 これはもう、相当の時間がかかるので…

あと一つ、三木先生にお伺いしたいんですけど、死亡個票というのはどの程度の内容のことを書いてあるんでしょうか。

委 員 死亡個票は、先生方が書かれた死亡診断書に基づいてその内容を転記した形になっているんですけど。主要死因とかその原因だとかというような形で、自殺のときの内容に関しましては亡くなった場所とかも入ってますよね。滝澤さん。

事務局 入ってたと思う、最近見てないんでわからんですけど、はい。

委員 亡くなった場所とか原因とかもわかれば書いてあるかなみたいな感じ
です。はい。

議長 そこら辺はまたつめて、考えていただいてよろしいでしょうか。
ほかに御意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。はい。

事務局 先ほど事務局のほうから説明したんですけど、各関係機関のほうもやはり
それぞれ具体的な目標値まではいらんのですが、どういったことということ
でこちらで44、45なんですけど。他市モデルの計画であったりとか、そ
ういったところを踏まえながらこちらのほうで作成させていただいたん
ですが、この表、御出席いただいている関係機関、団体さんにはこういう表記で
載させていただいて大丈夫でしょうか。その点だけ再度確認させていただ
いたらと思うんですが。先、訂正があった分については訂正のほうを致しま
す。

先ほどこれも説明に行ったんですけど、各種団体さんこれ入っていただ
いております。それでまだ今現在この計画に表記させていただくことで連
絡、調整をしていきよる段階です。また先ほど小西先生が言われたとおり、
市民全体でという言葉が言われたんですが、これはまあ計画策定以後の話な
んですが、色んな各種団体さんにまた入っていただいた協議会のほうを設
置しまして、ここで今回いただいた計画のほうを毎年PDCAサイクルによる
検証をですね、そういったことを踏まえながら意識の醸成を図りながら、全
体のレベルアップに努めていければと考えております。これはもう補足で
ございます。

議長 ありがとうございます。

事務局 よろしいでしょうかね、あの掲載のほう。はい、ありがとうございます。

議長 それではよろしいでしょうか。以上で協議事項1を終わりたいと思
います。

続いて、協議事項2に移りたいと思います。今後のスケジュールについて
事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、今後のスケジュールについて説明させていただきます。資料3
の自殺対策計画スケジュールのほうを御覧ください。本日が、第2回の自殺
対策策定審議会となっております。今回、御意見いただいたことにつ
きまして、再度、計画の修正を図りまして、11月7日に第3回の庁内連絡
会で、再度協議したいと思っております。

また、第3回の策定審議会につきましては、日程が決まっております、
11月22日木曜日、この日は午前中になるんですけども、午前10時から、
またこちらの会場のほうで開催を予定しております。最終の審議会とな

りますので、計画案の最終確認をいたしたいと思っております。なお、案内は今月末までに発送する予定でございます、同じく計画案につきましても、今回と同様に事前に郵送いたしますので、内容について最終確認をお願いしたいと思います。

以上で、今後のスケジュールについての説明を終わります。

議 長 ありがとうございました。ただいま事務局から、協議事項の2の説明がございました。これについてですね、御意見等がありましたら挙手等をお願いいたします。はい、また元に戻ってもいいのかどうかわからないのですが、何か全体的なことでも、今から進めていく方向性でも構わないと思いますので、何か御意見ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは予定の協議事項については終了ということになりますけども、これによって、議事進行を終わらせていただいたらと思います。御協力どうもありがとうございました。

事務局 中本会長さん、ありがとうございました。それでは、以上をもちまして、第2回伊予市自殺対策計画策定審議会を終了いたします。御協力ありがとうございました。